



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エフ・シー・シー
代 表 者 名 代表取締役社長 住田 四郎
(コード番号 7 2 9 6 東証 1 部)
問 合 せ 先 取締役事業管理統括 松本隆次郎
(TEL. 0 5 3 - 5 2 3 - 2 4 0 0)

移転価格税制に基づく更正処分にかかる相互協議の合意と 業績予想の修正に関するお知らせ

1. 移転価格税制に基づく更正処分にかかる相互協議の合意について

当社は、平成 19 年 6 月 29 日付「移転価格税制に基づく更正通知の受領と業績予想の修正に関するお知らせ」で公表のとおり、主に平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの 4 事業年度の当社と複数の海外子会社との取引に関して平成 19 年 6 月 28 日付で名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税等を含め約 34 億円の追加税額を納付しました。

当社は、この更正処分を不服として名古屋国税局に異議申し立てを行う一方で、二重課税の排除を目的として、国税庁に対して租税条約に基づく海外税務当局との相互協議の申し立てを行っていましたが、平成 25 年 5 月 13 日、国税庁より平成 25 年 5 月 10 日付で一の当事国との相互協議が合意に達した旨の通知を受領いたしましたのでお知らせいたします。

今回の相互協議の合意により、当社と当該当事国の海外子会社との取引に関しての二重課税が完全に排除されることとなり、日本側と当社の海外子会社側で合わせて約 12 億円の税還付を受けることになります。

なお、当該当事国以外の海外税務当局との相互協議は現在、継続中であります。

2. 業績予想の修正について

(1) 業績予想の修正

平成 25 年 4 月 26 日に公表いたしました平成 26 年 3 月期（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）の中間期及び通期の連結業績予想を次のように修正いたします。

○ 平成 26 年 3 月期連結中間業績予想の修正（平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日）（単位：百万円）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり 当期純利益 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|----------------|
| 前回発表予想 (A) | 68,000 | 5,300 | 5,500 | 3,400 | 67.74 |
| 今回修正予想 (B) | 68,000 | 5,300 | 5,500 | 4,600 | 91.65 |
| 増減額 (B-A) | 0 | 0 | 0 | 1,200 | |
| 増減率 (%) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 35.29 | |
| (ご参考) 前期実績(平成 25 年 3 月期中間) | 61,002 | 5,168 | 5,019 | 3,265 | 65.06 |

○ 平成 26 年 3 月期連結業績予想の修正（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）（単位：百万円）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1 株当たり 当期純利益 |
|-----------------------------|---------|--------|--------|-------|-----------------|
| 前回発表予想（A） | 140,000 | 12,500 | 13,000 | 8,000 | 159.40 |
| 今回修正予想（B） | 140,000 | 12,500 | 13,000 | 9,200 | 183.31 |
| 増減額（B-A） | 0 | 0 | 0 | 1,200 | |
| 増減率（%） | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 15.00 | |
| （ご参考） 前期実績（平成 25 年 3 月期） | 126,245 | 10,964 | 13,124 | 7,942 | 158.26 |

(2) 修正の理由

上記 1. に記載のとおり、移転価格税制に基づく更正処分にかかる相互協議の合意に基づき約 12 億円の税還付を受けることとなるためであります。

(注) 上記の予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後、様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。

以上